

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第24号

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

香川県国民健康保険調整交付金条例（平成17年香川県条例第51号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(普通調整交付金) 第5条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第6条の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額</u> 2 略	(普通調整交付金) 第5条 普通調整交付金は、市町間における次に掲げる事項の全部又は一部の格差を勘案して、規則の定めるところにより交付する。 (1)～(3) 略 2 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。